

千葉県農業農村整備事業測量作業規程

(令和3年3月2日承認)

千葉県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付国国地第96号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局が」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」と、同条第2項「農林水産省地方農政局の」とあるのは「千葉県が農業農村整備事業において」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。